

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準

| 許認可 | 審 査 基 準 | | 備 考 |
|---|--------------------------|---|--|
| | 法令・通達等 | 基 準 の 概 要 | |
| 河川法 第20条 河川管理者 以外の者の 施行する工 事等の承認 | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(1) | ①工事实施基本計画に基づき実施される改良工事に関する具体的な計画が策定されている場合には、当該計画に反しないこと。 ②当該河川が上下流及び左右岸の改修と比較して不調和でないこと。 ③周辺の河川管理施設への支障を及ぼさないものであること。 | 「具体的な計画」とは、例えばいわゆる指定区間内の1級河川又は2級河川における河川工事の実施に関する計画である「全体計画」、特定多目的ダムの建設に関する基本計画などをいうものである。(課長通達) |
| 河川法 第23条 流水占用の 許可 | 「河川法施行事務次官通達」 記の9の(1) | 新規水利使用と既存の河川使用との調和を図るため、水利調整の制度が新設されたので、この制度の趣旨を十分理解し、適切な処分を行うことにより、水利使用秩序の維持に努めるとともに、水資源の合理的な利用と開発に資すること。 | |
| | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(2) | ①水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ③河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可にかかる取水を行えるものであること。 ④流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項(工作物の新築等の許可)の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水その他公益上に支障を生じるおそれがないこと | ①の審査にあたっては、水利使用にかかる事業計画の国民生活や産業活動への影響、国土開発、水資源開発、電源開発、土地改良等に関する国又は地方の計画との整合性、河川水以外への水源の代用可能性等を勘案し、総合的に判断すること ②の審査にあたっては、以下の事項に留意すること。 ア. 水利使用に係る事業計画が、関係法令に基づく許可等を受けているか、又は受ける見込みが確実であり、かつ、当該水利使用の内容が関係法令による許可等にかかる事業内容と整合が図られていること。 イ. 水利使用の申請者が、事業を遂行する能力及び信用を有すると客観的に判断される者であること。 ウ. 水利使用の許可にかかる取水量が合理的な根拠に基づいて算定されたものであり、その目的、事業計画等からみて、必要かつ妥当な範囲内のものであること。 エ. 他の水利使用、漁業等との調整がなされ、当該水利使用により損失を受けるおそれがあるものが存する場合には、事前に当該水利使用についてその者の同意を得ておくことが望ましい。 ③の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。 ア. 取水予定量が、基準渇水流量(10年に1回程度の渇水年における取水予定地点の渇水流量)から河川の維持流量と他の水利使用者の取水量の双方を満足する流量(正常流量)を控除した水量の範囲内のものであること。 イ. 正常流量の設定の詳細については、「河川砂防技術基準(案)」を参考とすること。 |

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審 査 基 準 | | 備 考 |
|--|-------------------------------------|---|---|
| | 法令・通達等 | 基準の概要 | |
| 河川法 第 2 3 条 流水占用の 許可 (つづき) | 「審査基準局長通達」 記の五の 1 の (2) (つづき) | | ④の審査に当たっては、以下の事項に留意すること。 ア. 水利使用にかかる土地の占用及び工作物の設置等が、当該水利使用の目的を達成するために必要な最小限度のものであること。 イ. 「公益上の支障」とは、例えば河川区域外に設置される土捨て場の崩壊による災害、水利使用に伴う排水による流水の汚濁などをいう (課長通達) |
| 河川法 第 2 4 条 | 「河川敷地占用許可準則」 | 河川が公共用物であることにかんがみ、その本来の機能が維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう定められた基準 (全 1 1 項目) | 詳細は本書第 2 章 2-2 参照 |
| 土地の占用 の許可 | 「河川法施行事務次官通達」 記の 9 の (2) | 河川区域内の土地の占用については、河川が公共用物として一般公共の用に供せられるべきものであることにかんがみ、公益優先の原則に従い、適切な処分を行うこと。 | |
| 河川法 第 2 5 条 土石等の採 取の許可 | 「砂利等採取許可準則」 | 河川における砂利等の採取が計画的に行われるとともにこれに伴う土地の掘削が河川の保全、利用その他の管理に支障を与えないように定められた基準 (全 1 0 項目) | |
| | 「河川法施行事務次官通達」 記の 9 の (3) | 土石の採取については、河川の保全、骨材需要、骨材供給源の保存等を総合的に考慮して、河川ごとに砂利採取基本計画の樹立に努め、事業の協同化等業者の指導についても遺憾なきを期すること。 | |
| | 「審査基準局長通達」 記の五の 1 の (4) | ①河川管理施設若しくは許可工作物を損傷し、または河川の流水に著し汚濁を生じさせるなど、河川管理上著しい支障を生じさせるものではないこと。 ②申請者の事業計画が妥当であるとともに、当該土石等の採取を行うことについての関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 竹木、あし、かや、埋もれ木、じゅん菜その他の産出物については、その採取に係る地域の慣行や、慣行に基づく権利性の度合いを考慮すること。 | |

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審 査 基 準 | | 備 考 |
|---|----------------------------|--|--|
| | 法令・通達等 | 基 準 の 概 要 | |
| 河川法 第 2 6 条 第 1 項 工作物の新 築等の許可 | 「審査基準局長通達」 記の五の 1 の (5) | ①治水又は利水上の支障を生じるおそれがないこと。この場合において、治水又は利水上の支障の有無を検討するにあたっては、以下に掲げる事項について、それぞれ次に定める基準により、水位、流量、地形、地質その他の河川の状況及び自重、水圧その他の予想される荷重等から総合的に検討すること。 ア. 工作物の一般的な技術基準について、「河川管理施設等構造令」 イ. 設置について「工作物設置許可基準」 ウ. 土木工学上の安定計算等について、「河川砂防技術基準(案)」 ②社会経済上必要やむを得ないものと認められるものであること。 ③当該河川の利用実態から見て、当該工作物の設置により他の河川使用者の河川の使用を著しく阻害しないこと。 ④当該工作物の新築を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 | 審査に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項に留意すること。 ①河川区域内の土地における工作物の除却について 工作物が設置される以前の河道の状態に復元することを原則とする。除却により河川管理上の支障を生ずるおそれがある場合には、当該支障を少なくするための措置を併せて行わせることとする。 ②埋立等に係る河川の河口付近の海面において河川の流水を貯留又は停滞させるための工作物の新築及び改築について ア. 河川水位に与える影響が著しく小さいこと イ. 著しい河床変動(河川及び河口部の堆砂、洗掘、低下)を生じないこと ウ. 河口及び河口部の波浪高(高潮時を含む)が大きくなること エ. 河口への津波の浸入を助長しないこと オ. 河口及び河口部の水質が悪化しないこと (課長通達) |
| 河川法 第 2 7 条 第 1 項 土地の掘削 等の許可 | 「審査基準局長通達」 記の五の 1 の (6) | ①当該掘削等により生じる河川の流水の方向、流速等の変化により、河川管理施設若しくは許可工作物を損傷するおそれや、河川の流水に著しい汚濁を生じさせ、他の河川使用者の河川使用を著しく阻害するなど、河川管理上著しい支障を生じるものではないこと。 ②当該土地の掘削を行うことについての権原の取得又はその見込み、関係法令の許可、申請者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 | ①の運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。 ア. 掘削及び切土 ①掘削又は切土による断面が、河川の計画断面を侵すものではないこと。 ②掘削又は切土を行う箇所が、河川管理施設等の保全上必要な一定の距離が確保されていること。 ③局所的な箇所において実施する場合は、当該箇所において流水の乱れを生じないように施行すること。 イ. 盛土 ①上下流を含む盛土の行われる箇所における流下能力の低下をもたらさないこと。 ②当該盛土により流速の乱れを生ずるものではないこと。 ③盛土後の河川の形状の変化により流速の変化を起すものではないこと |

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審 査 基 準 | | 備 考 |
|--|--|--|--|
| | 法令・通達等 | 基 準 の 概 要 | |
| <p>河川法 第 27 条 第 1 項</p> <p>土地の掘削 等の許可 (つづき)</p> | <p>「審査基準局長通達」 記の五の 1 の (6) (つづき)</p> | | <p>ウ. 竹木の伐採 竹木の栽植を許可するに当たっては、「河岸等の植樹基準(案)」(昭和 58 年 12 月 1 日建設省河川局長通達)及び河川局治水課作成に係る「河道内の樹木の伐採・植樹のためのガイドライン(案)」(平成 5 年 1 月 10 日)によるものとする こと。</p> <p>エ. 竹木の伐採 竹木の伐採を許可するに当たっては、「河川法施行令の一部を改正する政令の施行について」(平成 6 年 7 月 8 日建設省河川局長通達)及び「河川法施行令の一部を改正する政令の運用について」(平成 6 年 7 月 8 日建設省河川局水政課長、治水課長通達)によるものとする こと。</p> <p>(課長通達)</p> |
| <p>河川法 第 29 条 第 1 項</p> <p>河川管理上 支障のある 行為の許可 等</p> | <p>「審査基準局長通達」 記の五の 1 の (8)</p> | <p>①河川区域内の土地において土、汚物、染料、その他の河川流水を汚濁するおそれのあるものが付着した物件を洗浄する場合 ア. 人体や生物に有害であると認められるものでないこと イ. 流水を著しく汚濁するおそれがないものであること</p> <p>②河川区域内の土地において土石、竹木その他の物件を堆積または設置する場合 ア. 相当程度の期間継続して堆積若しくは設置するものではないこと イ. 残土等の一時的な仮置きについては、土石、竹木その他の物件を、河川工事又は河川保全区域内に他の行為によってやむを得ず一時的に仮置きする場合において、出水時への対応措置が講じられていること。</p> | <p>雪を堆積する行為については、次の全ての要件を満たす場合に限り許可するものであること。</p> <p>①堆積しようとする主体が原則として国、地方公共団体その他の公的主体であること。</p> <p>②堆積しようとする量及び位置が、融雪期における流水の流下を妨げず、また、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>③排雪作業により付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさないこと。</p> <p>④汚物若しくは廃物を投棄しないこと。</p> <p>(課長通達)</p> |

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審査基準 | | 備考 |
|--|-------------------------|--|---|
| | 法令・通達等 | 基準の概要 | |
| 河川法 第30条 第1項 許可工作物 の完成検査 | 「ダム検査規程」 第1条、第3条 | <p>(完成検査)</p> <p>河川法第44条第1項のダムの工事に係る法第30条第1項の完成検査は、次の各号に定めるところによる</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ダム本体について、その位置、形式及び規模が法第26条の許可に適合しているかどうかを現地において確認すること。 2. ダムの基礎処理が、法第26条の許可に従って行われたかどうかを工事記録等により確認すること。 3. ダム本体の築造材料等の種類及び配合が、許可に適合しているかどうかを現地において又は工事記録、材料試験記録等により確認すること。 4. ダム及びその基礎地盤の温度、変形、揚圧力、間隙水圧又は漏水量を測定記録により確認すること。ただし、許可において測定を要しないとされた事項については、この限りではない。 <p>(地盤検査)</p> <p>ダムの築造のためのコンクリートの打込み又はフィルの盛立が行われるときは、あらかじめ、当該ダムの基礎地盤の強度及び形状について許可に適合しているかどうかを現地においてまたは測定記録等により確認する</p> | |
| | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(9) | <ol style="list-style-type: none"> ①完成検査を行うにあたっては、完成検査を受けようとする施設が、その設置された位置、構造、規模その他の河川法第26条第1項の許可の内容又は当該許可に付された条件に適合しているかどうかを確認し、それらに適合している場合について合格させるものであること。 ②河川法第44条第1項のダムについてはダム検査規程によるものとする | <p>運用に当たっては、位置、構造、規模等の審査については工事記録等により確認するとともに、以下に掲げる施設の種類に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。</p> <p>ア. 河川管理施設と効用を兼ねる施設について</p> <ol style="list-style-type: none"> ①河川管理施設として、操作等を確実に行うことができるものであること。 ②観測施設、通報施設及び警護施設が、それぞれ機能に応じた的確に作動すること。 |

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審 査 基 準 | | 備 考 |
|--|----------------------------------|---|--|
| | 法令・通達等 | 基 準 の 概 要 | |
| 河川法 第30条 第2項 許可工作物 の完成前 の使用承認 | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(9) (つづき) | | イ、堤防を開削して設置される工作物について 開削され埋め戻された堤防について、必要な強度が保たれていること。(課長通達) |
| | 「ダム検査規程」 第2条 | 地方整備局長又は都道府県知事は、河川法第44条第1項のダムの一部の利用について法第30条第2項の承認をしようとするときは、あらかじめ、当該使用に係るダムの部分について、その職員に検査を行わせなければならない。 検査は、ダム検査規程第1条の完成検査の例により行うものとする。 | |
| | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(10) | 当該工作物の一部を使用することによってもその機能を発揮することが可能である場合において、その設置について工期が長いことにより全体の工事が完成するまで相当の年月を要し、かつ完成前の一部使用に対する社会的要請が強い場合、又は工事の施工方法からみてやむを得ないものである場合に、以下に掲げる要件に該当するもの。 ①使用しようとする部分について、法第30条第1項の完成検査の例により検査を受け、当該検査に合格したものであること。 ②一部使用することによる河川上の支障が生じないような必要な措置が講じられていること。 ③一部使用しようとする目的が、当該工作物全体について受けた許可の目的に反しないこと。 | |
| 河川法 第34条 第1項 権利譲渡の 承認 | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(11) | ①譲渡の前後において、承認の申請に係る許可に基づく権利の同一性が確保されていること。 ②申請者の事業計画の妥当性、関係法令の許可、譲り受けようとする者の事業を遂行するための能力及び信用など、事業の実施の確実性が確保されていること。 | 審査に当たっては、異なる目的への許可に基づく権利の譲渡は認められず、例えば、第23条の水利使用の許可に基づく権利の譲渡について、工業用水道のための流水の占用の権利を上水道のための流水の占用の権利として譲渡するような形態は、両者の水利使用の目的が異なるので認められないこと。 一方で、このことは、既存の許可に基づく権利を廃止し、新たに異なる目的を有する許可の申請を行うことを妨げるものではないこと。 また、原則として、当該権利を譲り受けようとする者が、新たに当該権利に係る許可の申請を行うとすれば許可することができることと認められる者である場合に承認することができるものであること。 (課長通達) |

表2.2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審査基準 | | 備考 |
|---|--------------------------|--|--|
| | 法令・通達等 | 基準の概要 | |
| 河川法 第55条 第1項 河川保全区 域内の行為 の許可 | 「審査基準局長通達」 記の五の1の(12) | 河岸又は河川管理施設の保全状の支障の有無について審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全状の支障を生じることがない場合であること。 | 運用に当たっては、以下に掲げる行為の形態に応じ、それぞれ次の事項について審査すること。 ア. 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為について ①掘削及び切土について ・当該掘削又は切土により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。 ・基盤漏水の原因とならないものであること。 ②盛土について ・堤防法尻に滞水することのないよう雨水等の排水に考慮すること。 ・河川管理施設の維持管理上支障がないこと。 イ. 工作物の新築又は改築について ①当該工作物の荷重により堤防の荷重バランスを崩さないものであること。 ②基盤漏水の原因とならないものであること。 ③止水性のある工作物にあっては、堤防内の浸潤面の上昇の程度を把握し、堤防の法面の崩壊の原因とならないこと。 (課長通達) |
| | 「2Hルール課長通達」 | ①堤脚から50%の勾配(2割勾配)の線より堤内側及び堤脚から20m(深さ10m以内)の工作物の場合については10mを越える範囲(下図の斜線外の堤内地側の部分)における工作物の設置(堤防の基礎地盤が安定している箇所に限る。)については、特に支障を生じないものであること。 ②堀込河道(河道の一定区間を平均して、堤内地盤高が計画高水位以上)のうち堤防高が0.6m未満である箇所については、下図の斜線部分に該当する部分はなく、特に支障を生じないものであること。 ③杭基礎工等(連続地中壁等長い延長にわたって連続して設置する工作物を除く。)については、壁体として連続していないことから、堤防の浸潤面の上昇に対する影響はなく、下図の斜線部分に設置する場合においても、特に支障を生じないものであること。 ④下図の斜線部分にやむを得ず工作物を設置する場合については、浸透流計算により求めた洪水時の堤防内の浸潤面に基づく堤防のすべり安定計算により、堤防の安全性について工作物設置前と比較し、従前の安定性を確保するために必要に応じて堤脚付近に土砂の吸出しを生じない堤防の水抜き施設の設置等の対策を講ずるものとする。なお、旧河道や漏水の実績のある箇所においては、堤防の川表側に十分な止水対策を行う等の対策を併せて講ずる必要があると考えられるものであること | |

表 2. 2 河川法の申請に対する処分に係る審査基準 (つづき)

| 許認可 | 審査基準 | | 備考 |
|--|----------------------|---|----|
| | 法令・通達等 | 基準の概要 | |
| 河川法 第55条 第1項 河川保全区域 内の行為 の許可 (つづき) | 「2Hルール課長通達」 (つづき) | <p>⑤基礎地盤が軟弱な箇所における下図の斜線外の堤内地側の部分に工作物を設置する場合には、荷重バランスの崩れ、浸潤面上昇等により堤防の安定性を損なうことが考えられるため、④に準じて堤防の安定性について確認をし、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。なお、事前に十分な検討を行い堤防への影響の範囲を明確にしておくことが望ましいものであること。</p> <p>⑥堤防の基礎地盤がシラスや泥炭地帯等の基盤漏水を生じやすい地質である場合には、すべりに対する堤防の安全性のほか基盤漏水に対する堤防の安全性についても確認し、必要に応じて所要の対策を講ずるものとする。</p> <p>⑦排水機場の吐出水槽等の振動が堤防に伝わるおそれのある工作物を設置する場合には、堤防法尻より5m以上離すものとする。</p> <p>⑧その他堤防の安全性を損なうおそれがある場合で上記の判断基準によりがたいものについては、個別に十分な検討を行い、所要の措置を講ずるものとする。</p> | |
| | | | |

- 河川敷地占用許可準則……「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日建河政発第67号事務次官通達)
- 砂利等採取許可準則……「砂利等採取許可準則について」(昭和41年6月1日建設省発河第83号事務次官通達)
- 工作物設置許可基準……「工作物設置許可基準について」(平成6年9月22日建設省河開発第72号河川局治水課長通達)
- 河川管理施設等構造令……「河川管理施設等構造令」(昭和51年7月20日政令第199号)
- ダム検査規程……「ダム検査規程」(昭和43年2月17日建設省訓令第2号)
- 河川法施行事務次官通達……「河川法の施工について」(昭和40年3月29日建設省発河第58号事務次官通達)
- 審査基準局長通達……「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の審査基準の策定等について」
(平成6年9月30日建設省河政発第52号河川局長通達)
- 2Hルール課長通達……「堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について」
(平成6年5月31日建設省河治初第40号河川局治水課長通達)
- 課長通達……「行政手続法の施行に伴う河川法等における処分の運用等について」
(平成6年9月30日建設省河政発第53号、河治発第73号、河開発第118号、河砂発第50号
河川局水政課長、治水課長、開発課長、砂防課長通達)